

第4章 警報の伝達等

1. 警報の内容の伝達等

(1) 警報の内容の伝達

市は、県から警報の通知を受けたときは、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、直ちに、その内容を住民及び消防団、自治会、病院、学校、大規模集客施設などに伝達する。

(2) 警報の内容の通知

市は、市の他の執行機関、三木市民病院、教育委員会、保育所、コミュニティFMなどに対し、警報の内容を通知する。また、市は、警報が発令された旨の報道発表を速やかに行い、市のホームページは警報の内容を掲載し、さらに携帯電話のメール機能により警報の内容を配信する。

2. 警報の内容の伝達方法

警報の内容の伝達方法については、当面は現在の市が保有する伝達手段（現在整備中の防災行政無線を含む。）に基づき行う。

なお、「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合は、同報系防災行政無線で吹鳴、周知する。当該地域に市が含まれない場合は、ホームページへの掲載、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

また、災害時要援護者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

3. 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。